



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第155号 令和2年1月24日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
24	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部を解除する件	環境管理課
25	森林管理重点地域を指定するに当たり指定案を縦覧に供する件	林業戦略課
26	同	同
27	同	同
28	森林管理重点地域の指定を解除するに当たり指定の解除の案を縦覧に供する件	同
29	同	同
30	農用地利用配分計画を認可した件	農林水産総合技術支援センター
31	土地改良区の定款の変更を認可した件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
32	保安林予定森林に関する通知を受けた件	農林水産基盤整備局 森林整備課
33	同	同
34	公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
35	公共測量を変更する旨の通知があった件	同

【告示】

番号	表題	担当課名
36	特定調達契約について一般競争入札に付する件	教育委員会
37	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	同

【公安委員会告示】

番号	表題	担当課名
1	交通誘導警備業務2級検定の実施期日等を公表する件	
2	交通誘導警備業務1級検定の実施期日等を公表する件	

徳島県告示第二十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、平成二十九年徳島県告示第六百七十四号（土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域を指定する件）により指定した同項に規定する形質変更時要届出区域の全部について同条第一項の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和二年一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 指定を解除する形質変更時要届出区域
海部郡美波町奥河内字井ノ上一九 一の一部及び二〇 一の一部
- 二 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十条第一項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 三 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

徳島県告示第二十五号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定をしたので、同条第三項の規定により次のとおり告示し、令和二年一月二十四日から同年二月二十五日までの間、指定案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

令和二年一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定をしようとする区域

那賀郡那賀町丈ヶ谷字杖谷山二及び四

三 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部林業戦略課森林企画担当

電話番号 ○八八―六二一―二四四九

徳島県告示第二十六号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定をしたいので、同条第三項の規定により次のとおり告示し、令和二年一月二十四日から同年二月二十五日までの間、指定案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

令和二年一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定をしようとする区域

那賀郡那賀町平谷字水ノ本道ノ上ニからニまで、四の一、四の二、五及び六

三 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部林業戦略課森林企画担当

電話番号 八八 六二一 二四四九

徳島県告示第二十七号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定をしたいので、同条第三項の規定により次のとおり告示し、令和二年一月二十四日から同年二月二十五日までの間、指定案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

令和二年一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定をしようとする区域

那賀郡那賀町木頭助字海川口四六、四七、四九、五九、六一及び六四

三 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部林業戦略課森林企画担当

電話番号 八八 六二一 二四四九

徳島県告示第二十八号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定を解除したので、同条第二項において準用する同条例第十四条第三項の規定により次のとおり告示し、令和二年一月二十四日から同年二月二十五日までの間、指定の解除の案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定の解除をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定の解除の案についての意見書を提出することができる。

令和二年一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定の種別

第二種森林管理重点地域

二 指定を解除しようとする区域

那賀郡那賀町丈ヶ谷字杖谷山二及び四

三 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部林業戦略課森林企画担当

電話番号 ○八八―六二一―二四四九

徳島県告示第二十九号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定を解除したいので、同条第二項において準用する同条例第十四条第三項の規定により次のとおり告示し、令和二年一月二十四日から同年二月二十五日までの間、指定の解除の案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定の解除をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定の解除の案についての意見書を提出することができる。

令和二年一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定の種別

第二種森林管理重点地域

二 指定を解除しようとする区域

那賀郡那賀町木頭助字海川口四六、四七、四九、五九、六一及び六四

三 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部林業戦略課森林企画担当

電話番号 八八 六二一 二四四九

徳島県告示第三十号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定に基づき、農用地利用配分計画を認可したので、同条第七項の規定により次のとおり公告する。

令和二年一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面 積 (平方メートル)
田村 明春	阿南市下大野町柴根 一七番地三	阿南市下大野町畑田 三四五番一ほか六筆	六、三三五・〇〇
森吉 稔	同 横見町長岡一 〇二番地	同 柳島町八剣五 八番ほか三筆	二、二一八・〇〇
垣内 正一	同 山口町元長九 六番地一	同 山口町杉谷二 三番ほか三筆	五、七五〇・〇〇
同	同	同 桑野町山路二 五番ほか一筆	三、七七七・〇〇
桑村 静夫	同 宝田町中友一 八四番地	同 宝田町中友一 〇〇番一ほか二筆	二、五九五・〇〇
東根 陽子	阿波市阿波町糸下三 一番地四	阿波市阿波町大坪五 三番	一、二七五・〇〇
藤本 承男	板野郡板野町古城字 若宮二四番地	板野郡板野町古城字 本村八番一ほか二筆	二、六一二・〇〇

二 認可年月日

令和二年一月二十四日

徳島県告示第三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年一月二十四日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
徳島市川内町 川内土地改良区	令和元年十二月十二日

徳島県告示第三十二号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町木頭折宇字野久保谷二、三の一

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第三十三号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町川俣字ソヲ一九の一、一九の二

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第三十四号

国土交通省四国地方整備局長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（三次元データ計測）	徳島県の一部	令和二年一月十六日から 令和二年二月二十八日まで

徳島県告示第三十五号

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所長から、令和元年徳島県告示第三百四十号（公共測量を実施する旨の通知があった件）で公示した公共測量について、次のように変更する旨の通知があったので、公示する。

令和二年一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（用地測量）	阿南市黒津地町	（変更前） 令和元年七月十二日から 令和元年十二月二十七日まで （変更後） 令和元年七月十二日から 令和二年一月三十一日まで

徳島県告示第三十六号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和二年一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

1 調達物品等及び予定数量

徳島県文化の森総合公園で使用する電気

調達期間における予定使用電力量の合計 四、四八三、〇〇〇キロワットアワー

契約電力 一、六〇〇キロワット

2 調達物品等の特質等

仕様書による。

3 調達期間

令和二年五月一日から令和三年四月三十日まで

（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく

長期継続契約）

4 需要場所

徳島市八万町向寺山

徳島県文化の森総合公園

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、1から9までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者であること。

3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

6 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）の交付を受けた者であること。

- 7 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- 8 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、入札説明書等に掲げる条件を満たす者であること。
- 9 調達開始日から供給をすることが可能である者であること。

三 入札手続等

- 1 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書等及び契約条項についての問合せ先

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館総務課総務担当（電話〇八八 六六八 一三六九）

- 2 入札説明書等の交付の期間及び方法

(一) 期間

令和二年一月二十四日（金曜日）から同年二月二十一日（金曜日）まで（月曜日（月曜日）が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日）に当たるときは、その翌日（を）を除く。（の午前九時三十分から午後五時まで）正午から午後一時までを除く。（

(二) 方法

無料で配布する。

- 3 事前に提出する書類の提出方法等

(一) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格の確認を受けるため、次に掲げる書類を(三)に掲げる提出場所に持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。）により提出すること。

- (1) 入札参加資格確認申請書
- (2) 二酸化炭素排出係数等適合証明書
- (3) 電気事業法第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

(二) 提出期間

令和二年一月二十四日（金曜日）から同年二月二十一日（金曜日）まで（月曜日（月曜日）が国民の祝日に関する法律に規定する休日）に当たるときは、その翌日（を）を除く。（の午前九時三十分から午後五時まで）（正午から午後一時までを除く。）

(三) 提出場所

郵便番号七七〇 八〇七〇

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館総務課総務担当

提出部数

一部とする。

- 4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時

令和二年三月六日（金曜日）午後二時

(二) 場所

徳島市八万町向寺山

徳島県立近代美術館三階講座室

(三) 郵送(書留郵便に限る。)による場合の入札書の提出期間及び宛先

(1) 提出期間

令和二年二月二十八日(金曜日)から同年三月五日(木曜日)午後五時までに
必着のこと。

(2) 宛先

郵便番号七七〇 八〇七〇

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館総務課総務担当

5 入札方法

(一) 入札書記載金額は、調達期間の電気料金の総価とすること。

(二) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札保証金及び契約保証金 免除

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 二に規定する入札参加資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「徳島県文化の森総合公園で使用する電気の入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名押印のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

(1) 鉛筆その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの

(2) 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの

(3) 「入札物件」で調達物品等の名称及び数量(数量については、特に指定した場合を除く。)の記載のないもの又は記載を誤ったもの

(4) 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの

(5) 使用の印鑑を誤ったもの

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、入札説明書に示す提出書類の審査の結果、入札公告

及び入札説明書に示した調達物品等を調達できると認めたと入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。

落札となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせて、落札者を決定する。

四 契約手続に関する事項

1 契約書作成の要否

2 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

五 その他

- 1 一から四までに定めるもののほか、入札参加資格確認申請書、仕様書等に関する質問、その他の入札について必要な事項は、二の6に示す入札説明書に記載している。
- 2 本件特定調達契約は、地方自治法第二百三十四条の三の規定に基づき長期継続契約である。次年度以降の予算が減額され、又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。この場合において、徳島県は、当該契約の変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

六 Summary

- 1 Description and quantity of the products being purchased:
Electricity that will be used by Tokushima Bunka no Mori Park
Estimated Amount of Electric Power: 4,483,000kWh
- 2 Period for the Submission of Bids
Hand delivered submissions: March 6th, 2020 by 2:00 p.m
Submissions by mail: Must be delivered between February 28th, 2020 and March 5th, 2020.
- 3 For further information, please send all enquiries to the following address:

Tokushima 21st Century Cultural Information Center
Mukouterayama Hachimanchō, Tokushima City, 770-8070 Japan
Tel: 088-668-1369

徳島県告示第三十七号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 落札に係る委託業務名及び数量
徳島県立博物館新常設展構築業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県立二十一世紀館総務課総務担当
徳島市八万町向寺山
- 三 落札者を決定した日
令和元年十二月二十日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社乃村工藝社
東京都港区台場二丁目三番四号
- 五 落札金額
十一億二千四百二十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和元年十一月八日

徳島県公安委員会告示第1号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和2年1月24日

徳島県公安委員会委員長 藤 井 伊 佐 子

1 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務 2級

2 実施期日及び場所

(1) 実施期日

令和2年6月2日（火）午前9時10分から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、検定の終了時刻にあつては、検定の実施状況に応じて変更することがある。

なお、受付は、当日の午前9時から午前9時10分までの間とする。

(2) 実施場所

アスティとくしま

（徳島市山城町東浜傍示1番地1 電話088-624-5111）

3 受検定員

30人

4 受検資格

次のいずれかに該当する者とする。

(1) 徳島県内に住所を有する者

(2) 徳島県外に住所を有し、徳島県内に所在する営業所に所属している法第2条第4項に規定する警備員

5 検定申請手続

(1) 受検の予約

ア 専用電話による予約

(ア) 検定を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、受検の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、令和2年4月13日（月）から同月17日（金）までの午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

イ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(エ) 検定を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 検定申請書の提出

ア 検定の申請ができる者

検定の申請は、電話予約の際に警察が付与する予約番号を取得した者（以下「検定申請者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

検定申請書（検定規則第9条第1項に規定する検定申請書をいう。以下同じ。）1通に、次に掲げる書類を添付すること。

- (ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (イ) 検定申請者の住所地が徳島県内にあることを疎明する書面（以下「住所地疎明書面」という。）又は自己の属する営業所が徳島県内にあることを疎明する警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号）第9条第1項に規定する警備員所属証明書（以下「警備員所属証明書」という。）1通

ウ 提出先

検定申請書及びその添付書類（以下「検定申請書等」という。）は、次に掲げる添付書類の区分に応じて、それぞれ定める警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に提出すること。

- (ア) 住所地疎明書面を添付する場合 検定申請者の住所地を管轄する警察署
- (イ) 警備員所属証明書を添付する場合 検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

エ 提出方法

検定申請書等は、検定申請者本人が持参すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、検定申請者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申請は認めない。

オ 提出期間

検定申請書等の提出は、令和2年4月27日（月）、同月28日（火）、同月30日（木）及び5月1日（金）の午前8時30分から午後5時15分までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

カ 検定手数料

検定申請書等を提出する際に、検定手数料として、14,000円を徳島県収入証紙により納入すること。

なお、納入された検定手数料は、還付しない。

キ 受検票の交付

受検票（検定規則第10条に規定する受検票をいう。以下同じ。）は、検定申請書等の提出を受けた警察署において、後日交付する。

6 検定

(1) 検定の実施概要

検定は、学科試験及び実技試験により行う。ただし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 持参するもの

受検に際しては、受検票、筆記用具、警笛、帽子（警備員の制服として使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽、雨着（雨天時に使用する。）及び印鑑を持参すること。

(3) 服装

警備員にあつては制服とし、警備員以外の者にあつては活動しやすい服装（ジャージやTシャツは不可）とする。

7 合格者発表等

(1) 合格者発表

合格者の発表は、検定の当日、検定の実施場所において行う。

(2) 成績証明書の交付

検定に合格した者に対しては、その当日に検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 その他留意事項

(1) 検定申請書の住所欄の記載

検定申請書の住所欄の記載は、住民票の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 問合せ先

この検定に関する問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

なお、検定の試験内容に関する問合せは一切受け付けない。

徳島県公安委員会告示第2号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和2年1月24日

徳島県公安委員会委員長 藤 井 伊 佐 子

1 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務 1級

2 実施期日及び場所

(1) 実施期日

令和2年6月17日（水）午前9時10分から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、検定の終了時刻にあつては、検定の実施状況に応じて変更することがある。

なお、受付は、当日の午前9時から午前9時10分までの間とする。

(2) 実施場所

アスティとくしま

（徳島市山城町東浜傍示1番地1 電話088-624-5111）

3 受検定員

30人

4 受検対象者

受検対象者は、徳島県内に住所を有する者又は法第2条第4項に規定する警備員として徳島県内の営業所に属する者であつて、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 検定規則第4条に規定する2級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 徳島県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者として、当該公安委員会から1級検定受検資格認定書（交通誘導警備業務に係るものに限る。以下同じ。）の交付を受けているもの

5 検定申請手続

(1) 受検の予約

ア 専用電話による予約

(ア) 検定を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、受検の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、令和2年4月27日（月）、同月28日（火）、同月30日（木）及び5月1日（金）の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

イ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は受け付けない。

- (イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。
- (ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。
- (エ) 検定を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 検定申請書の提出

ア 検定の申請ができる者

検定の申請は、電話予約の際に警察が付与する予約番号を取得した者（以下「検定申請者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

- (ア) 検定申請書（検定規則第9条第1項に規定する検定申請書をいう。以下同じ。）
 - 1通に、次に掲げる書類を添付すること。
 - a 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
 - b 検定申請者の住所地が徳島県内にあることを疎明する書面（以下「住所地疎明書面」という。）又は自己の属する営業所が徳島県内にあることを疎明する警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号。以下「施行細則」という。）第9条第1項に規定する警備員所属証明書（以下「警備員所属証明書」という。）1通
 - c 4の(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する施行細則第9条第2項に規定する警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）各1通
 - d 4の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し1通
- (イ) (ア)のcに掲げる書面のうち、警備業務従事証明書を添付するに当たっては、次に掲げる事項に留意すること。
 - a 2級検定に係る合格証明書の交付を受けた後、同一の警備業者の下で交通誘導警備業務に従事した期間が1年に満たない場合は、当該業務に従事した期間が1年以上であることを疎明することができる複数の警備業者が疎明した警備業務従事証明書を添付すること。
 - b 警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を添付することができないことについてやむを得ない理由がある場合は、当該理由を疎明した上で、2級検定に係る合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であることを誓約する施行細則第9条第3項に規定する誓約書及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて添付すること。

ウ 提出先

検定申請書及びその添付書類（以下「検定申請書等」という。）は、次に掲げる添付書類の区分に応じて、それぞれ定める警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に提出すること。

- (ア) 住所地疎明書面を添付する場合 検定申請者の住所地を管轄する警察署

(イ) 警備員所属証明書を添付する場合 検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

エ 提出方法

検定申請書等は，検定申請者本人が持参すること。ただし，やむを得ない事情がある場合であって，検定申請者の委任状を持参しているときは，代理人による提出を認める。

なお，郵送等による申請は認めない。

オ 提出期間

検定申請書等の提出は，令和2年5月18日（月）から同月22日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

カ 検定手数料

検定申請書等を提出する際に，検定手数料として，14,000円を徳島県収入証紙により納入すること。

なお，納入された検定手数料は，還付しない。

キ 受検票の交付

受検票（検定規則第10条に規定する受検票をいう。以下同じ。）は，検定申請書等の提出を受けた警察署において，後日交付する。

6 検定

(1) 実施概要

検定は，学科試験及び実技試験により行う。ただし，学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては，実技試験は行わない。

(2) 持参するもの

受検に際しては，受検票，筆記用具，警笛，帽子（警備員の制服として使用している帽子，ヘルメット等）又は運動帽，室内用運動靴，雨着（雨天時に使用する。）及び印鑑を持参すること。

(3) 服装

警備員にあっては制服とし，警備員以外の者にあっては活動しやすい服装（ジャージやTシャツは不可）とする。

7 合格者発表等

(1) 合格者発表

合格者の発表は，検定の当日，検定の実施場所において行う。

(2) 成績証明書の交付

検定に合格した者に対しては，その当日に検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 その他留意事項

(1) 検定申請書の住所欄の記載

検定申請書の住所欄の記載は，住民票の記載に従い，丁目，番地，番，大字等を正確に記載すること。

(2) 問合せ先

この検定に関する問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

なお、検定の試験内容に関する問合せは一切受け付けない。